

被害者支援のサービスレベル

全ての MADD 支部は、飲酒運転衝突の被害者に対してレベル1のサービスを提供するよう要求される。MADD 州事務所 State Office は、MADD の支部によってサービスが提供されない地域においてレベル1のサービスを提供する。

新しい支部は、レベル1のサービスを設置するために6ヶ月が与えられ、その支部の被害者擁護者に訓練をさせるために12ヶ月が与えられる。

「サービス方針のレベル」をモニターするのは、MADD 州事務所または MADD 本部の被害者支援部門の責任である。レベル1サービスが提供されていない場合、これは年次検査の折りに考慮されるべく、フィールド・サービス局長に報告される。より高次のサービスが要求されない場合でも、各支部は、被害者のニーズにより十分に応えるためレベル2、レベル3の側面を組み入れられるようにプログラムを発展させ続けることが奨励される。

支部または州事務所設立認可更新時に記入される「サービスレベルの評価」の写しを、以下に添える。

訳註1：以下、15頁にわたって、各支部および州事務所それぞれを対象として、MADD 本部が、被害者支援のサービスレベルを評価するために用いる評価用紙が付されている。各項目ごとに、まず、MADD の組織として守るべき基本方針を記し、これに関する質問票に各支部／州事務所担当者が自己評価法で回答する形式が取られ、この回答書を本部の人間がチェックするという形で、評価が進められている。

訳註2：以下に訳出、紹介するのは、支部用の評価表で、レベル1については表の形式を含め可能な限り原文に忠実に訳出し、レベル2、レベル3については、表の形式にこだわらず抄訳した。

訳註3：本評価表の記載を通して、MADD 本部の基本方針の概要を知ることが出来る。本ガイドラインには、この、支部用ならびに州事務所用2種類の評価表に引き続いて、各レベルごとに、詳細な、MADD の方針についての詳しい解説が記されているが、本書では省略する。

被害者支援のサービスレベルの評価（各支部用）

_____支部
名前 _____
支部名 _____
州 _____ 日付 _____

レベル I サービス

1. 電話番号の番号簿への登載に関する方針： 支部の電話番号は、主な電話帳の M の欄に MADD または Mothers Against Drunk Driving として載せること
 - a. 電話の申し込みは、MADD の名においてのみ為されなければならない（例えば、MADD、……郡支部）。事業経営中として個人名で申し込むことは禁じられている。
 - b. 事務所付きの支部は、主な番号簿への番号の登載を要求される。
 - c. 事務所のない支部は、州の 1-800 電話番号を、州の承認を得て、主な番号簿に登載することが許される。
 - d. 支部メンバーの私宅で MADD の電話を登載することは、個人用と MADD 用のリストと電話番号が区別されている時のみ容認される。

本部による評価法

チェックリスト（上記四要件が満たされていることを確認する四項目の質問、省略）の自己評価表ならびに MADD 宛電話代請求書および電話番号簿の写しを提出させ、確認する。

2. 被害者擁護者の研修に関する方針： MADD 各支部は、支部の設立許可が下りてから 12 カ月以内に、その被害者擁護者を州または本部により認可された 40 時間の被害者援助講座に派遣する必要がある。各擁護者には、被害者擁護者倫理規定の写しが提供される。

本部による評価法

各支部に、認定された被害者擁護者の氏名リストを提出させる。その際、そのリストに各擁護者が認定を受けた年月日と、被害者擁護者倫理規定の写しが渡されたか否かについても記載させる。

3. 被害者との接触の開始に関する方針： サービスを提供すべき被害者との接触を開始するときには、個人の尊厳に配慮した、思いやり深い援助が為されるべきである。各支部は、接触の開始方法を、MADD 本部によってそのためにデザインされた WE CARE カード の郵送に限り。被害者に最も近い支部が援助可能である旨伝えること。変更を加える場合には事前に MADD 本部の被害者支援部門の許可を得ること。被害者向けパンフレットや本は、個々のニーズに適切なものを被害者に送ること。

本部による評価法

チェック項目（上記を満たしているかどうか。2 項目。支部担当者の回答のみにて評価）

4. 被害者からの電話への対応に関する方針：各支部は、常時被害者からの電話に直接あるいは留守番電話で対応し、24時間以内に返答出来るようにすること。

本部による評価法

チェック項目（上記を満たしているかどうか。2項目。支部担当者の回答のみにて評価）

5. 刑事司法に関する情報提供についての方針：各支部は、被害者に州の「飲酒運転法」ならびに当該地区の刑事司法手続きについての情報シートやブックレットを提供する。理想的には、それらはMADD本部による「被害者情報パンフレット」への別冊として、州事務所より発行されるのがよい。地区用の情報には、以下のものが含まれなければならない。

- ① 州の飲酒運転法
- ② アルコール関連犯罪に対する刑罰
- ③ 州における被害者の権利
- ④ 犯罪被害補償給付金と、申し込み法
- ⑤ 衝突に関する報告の、地区における入手法、費用は？
- ⑥ いつ、どのように検察と会うのか
- ⑦ 被告人の運転記録に関する写しの入手法。費用は？
- ⑧ 保釈が適用されるまでに通常かかる時間
- ⑨ 起訴までに通常かかる時間
- ⑩ 被害者の聴聞の通知の保証方法
- ⑪ 追記すべき社会資源
- ⑫ 地区のMADD支部の電話番号、住所および被害者コーディネーターの氏名

もしMADDが州レベルでこうした書類を作成していなければ、各支部が上記情報を含む独自の書類を作成しなければならない。

本部による評価法

支部が被害者に提供している、地域版被害者情報の写しを添付させる。

6. 新規被害者との連携に関する方針：新規の被害者は、他の被害者および／あるいは地区のMADDサポート・グループ、または他の資源、例えば近隣地区のMADDサポート・グループや、POMC、CF(Compassionate Friends)のような資源に、リンクされなければならない（ただし、支部代表者が事前にそれらのグループを調査し、委託するに相当と見なす場合）。

本部による評価法

チェック項目（上記を満たしているかどうか。1項目。支部担当者の回答のみにて評価）

7. 司法関係者等との関係についての方針：被害者擁護者は、できるならば、警察、検察、保護観察所、裁判所との協力的関係を発展させること。

本部による評価法

チェック項目（上記を満たしているかどうか。1項目。支部担当者の回答のみにて評価）

8. 刑事裁判への同行に関する方針：被害者擁護者は、可能なら被害者に法廷への同行サービスを提供する。MADD が関わる主要な司法制度は、刑事司法制度にある。

本部による評価法

チェック項目（前年に、総計何人の被害者に同行したかを聞くもの。5段階、①10人以下、から、⑤100人以上まで）

9. 民事裁判に関する方針：時間と擁護者が許せば、民事への擁護も奨励される。

本部による評価法

チェック項目（3項目：民事裁判への擁護の要請の有無、擁護実施の有無、実施例があればその説明）